

令和5年4月3日
三鷹市教育委員会

三鷹市立小・中学校「タブレット端末活用のルール」について

日頃より三鷹市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝いたします。

さて、三鷹市では令和3年1月より1人1台のタブレット端末の貸出しを行っています。タブレット端末を活用し、効果的に学習を進めることは、新たな時代を生きる子どもたちにとってとても大切なことです。

タブレット端末は、家庭でも学校でも活用することができます。学習のためにはとても便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、三鷹市では令和2年12月4日付けで「タブレット端末活用のルール」を定めました。各ご家庭におかれましても、このルールを基に、タブレットを「安全・安心」に活用し、子どもたちに実りある学習ができるよう保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

1 学校でのルール

<管理に関すること>

- タブレット端末は、学習のために使います。
- 登下校中のタブレット端末はランドセルやカバンにしまえます。
- 画面を鉛筆などで触れたり、落書きしたり、磁石を近づけたりしないようにします。

<健康に関すること>

- 姿勢を正して、画面に近づきすぎないように気を付けます。

<安全に関すること>

- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をとります。その写真を他の人が見て嫌な思いをしないように気を付けます。
- タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動のために使用します。

2 家庭でのルール

<管理に関すること>

- この「タブレット端末活用のルール」を基に、利用する時間等、お子様と家庭におけるルールを決めて正しく使わせてください。
- 充電を忘れないようにしてください。
- 保管するときは、必ずご家庭の方の目の届くところに置いてください。
- 万が一破損したり、紛失したりした場合は、「学習用タブレット端末等の利用について」を参考に保護者

の方が学校へ連絡をしてください。(ただし、授業のない土日・祝日を除く)

- 午後 11 時から午前 6 時までは、インターネットが利用できないように制限がかかります。
ただし、すべての子どもたちが午後 11 時まで利用して良いというわけではありません。保護者の皆様が、今後予定している学校からの連絡等を確認できるようにするために、午後 11 時までの設定としています。

<健康に関すること>

- 30 分ごとに目を休ませてください。(遠くの景色などを見ると良いです。)
- 就寝 30 分前は使わせないようにしてください。

<安全に関すること>

- 貸出しを行うタブレット端末で利用できるインターネットは、悪質なサイト等は閲覧できないように制限していますが、もしお子様が使用中に不安なことがあった場合はすぐに、画面を閉じて、ご家庭の方に知らせるようにしてください。

※子どもたち向けの「タブレット端末活用のルール」については、別途、配布いたします。

【問い合わせ先】

三鷹市教育委員会事務局
教育部指導課 情報教育担当
電話 0422-29-9819 (直通)